

平成27年度
社会福祉法人指導監査結果報告書

中津市福祉部監査指導室

I 指導監査の実施方法について

社会福祉法人の指導監査は、関係法令・通知、中津市社会福祉法人指導監査実施要綱、平成 27 年度中津市所管社会福祉法人指導監査実施方針等を基に、役員・評議員の選任の状況、役員報酬の妥当性及び報酬規程の整備状況、理事会及び評議員会の開催状況、監事監査の実施状況、法人の契約手続きの状況、会計及び現金管理の状況、社会福祉法人内での資金移動の状況等を重点項目として、実地にて監査を行った。また、新会計基準への移行期限が平成 26 年度までであり、法人の会計が滞りなく移行しているかどうか確認を行った。

II 指導監査の実績について

1 指導監査における評価基準

指導監査を行うにあたっては評価基準を設け、「文書指摘事項」「口頭指摘事項」「助言事項」の 3 項目に分類した。文書指摘事項及び口頭指摘事項については、法人に対して文書により通知を行った。文書指摘事項については、是正改善状況又は改善計画について報告期限を設け、法人から文書による報告を求めた。

文書指摘事項	<ul style="list-style-type: none">・ 関係法令、通知等に抵触しており、その内容が比較的著しい事項・ 以前に口頭指摘を受けた事項で、数年経過しても是正・改善されていない事項
口頭指摘事項	<ul style="list-style-type: none">・ 関係法令、通知等に抵触しているが、その内容が比較的軽微な事項・ 改正された法令、通知のうち、周知期間が十分経過していないものに抵触しているが、重大な支障を生じていない事項
助言事項	<ul style="list-style-type: none">・ 不備の程度がより軽微な事項及び社会通念に照らして改善が望まれる事項

2 指導監査の改善指導件数

平成 27 年度に実施した指導監査における指摘件数は、下記のとおり。

中津市所轄の 社会福祉法人数	27 年度監査 実施法人数	改善指導件数		
		文書指摘件数	口頭指摘件数	合計
28	11	22	22	44

3 指導監査の指摘内容

平成 27 年度に実施した指導監査の文書及び口頭指摘件数の法人別内訳は、以下のとおり。代表者や資産の登記の遅延、地上権又は賃借権の未設定、会計責任者と出納職員の兼任等、過去 2 年間と同様の指摘が今年度も見受けられた。また、前回監査での指摘事項の改善が不十分な法人も見受けられた。

Ⅲ 指導監査結果の総括について

1 定款について

社会福祉法人の定款は、「社会福祉法定款準則」に基づき各法人が制定する。基本財産の土地・建物や実施事業の記載漏れが散見され、改正を促した。

2 理事、監事、評議員について

社会福祉法人の認可について（厚生省大臣官房障害保健福祉部長等連名通知）において、理事を 6 名、監事を 2 名以上選任することとされている。

理事及び監事については、社会福祉法 36 条 4 項に欠格事項が規定されており、これらに該当しないことを法人として確認したうえで、選任しなければならない。また、理事会の構成要件について、親族等特殊関係者の数を判定するためには、他法人での役職就任状況の把握が必要である。これらのことから、「履歴書」、「成年被後見人及び被保佐人として登記されていないことの証明書」、「社会福祉法人役員活動状況証明書」等の書類を取得し、確認することが必要である。役員構成等に問題のある法人や取得書類が不足している法人には、改善を促した。

また、役員や評議員は、理事会や評議員会に出席して法人の運営に携わらなければならない。欠席が目立つ法人については十分な日程調整を促した。

役員（理事・監事）、評議員の選任時に取得・保管する書類

<役員・評議員共通>

- ・ 就任承諾書
- ・ 委嘱状（写し）
- ・ 履歴書

再任の場合であっても履歴書は新たに必要であること。社会福祉法人、医療法人、NPO法人、会社等の他法人の職歴、役職状況について履歴書によって把握すること。

<役員のみ>

- ・ 欠格事項に該当しないことの申立書
- ・ 身分証明書
再任の場合で、すでに本書類を保管している者については、取得を省略できる。
- ・ 成年被後見人及び被保佐人として登記されていないことの証明書
- ・ 役員活動状況証明書
当該法人以外の社会福祉法人の役員に就任している場合に、就任している社会

福祉法人から活動状況証明書を取得する。

- ・ 印鑑登録証明書

再任の場合で、すでに本書類を保管している場合は、省略できるが、在任中に登録印等に変更があった場合は再取得が必要である。

3 理事長専決事項の理事会への報告について

社会福祉法人の業務の決定は、意思決定機関である理事会が行う。ただし、日常の業務については、あらかじめ理事会で理事長の専決範囲を定めて処理させ、後日、その専決した事項を理事会に報告させることができる。

理事長の専決後に、理事会への報告を行っていない法人や報告を行った旨の議事録への記載がない法人が見受けられた。各法人の定款の規定に従い、理事長専決事項は必ず理事会に報告し、議事録に残すよう指導を行った。

4 会計（経理）について

平成27年度は、経理のチェックを重点的に行った。新会計基準への移行時の経理規程の改正や勘定科目間の資金移動等に誤りがある法人が一部見受けられたが、大きな問題はなく移行を完了していた。なお、経理規程や財務諸表に誤りが見られた法人については、支出根拠や仕訳処理等を確認して訂正するよう指導を行った。

法人によっては、会計ソフト会社や税理士事務所等に日常の経理を任せきりで、理事長や施設長等が経理の状況を十分に把握できていないケースも見受けられた。運営費の使途範囲や積立金の取崩し等で誤った経理を行わないよう、法人内で経理への理解を深めるように促した。

5 社会福祉事業を行う土地の地上権等の設定について

社会福祉法人は、その財政的基盤として社会福祉事業を行うために必要な資産を有していなければならない。

社会福祉事業を行うために直接必要な不動産については、原則として、法人が所有しなければならない（国若しくは地方公共団体からの貸与等の例外あり）。ただし、土地（一部の建物）について、貸与によることができる要件が緩和されてきており、その場合には、事業の存続に必要な期間の地上権又は賃借権を設定し、登記を行わなければならない。いくつかの法人で、地上権等の未設定や未登記の状況が見られたため、該当する法人については、指導を行った。

6 その他

平成28年度以降、社会福祉法改正により法人制度が大きく変わることが想定されたため、監査実施法人には、情報収集を促した。